

「江別市市民参加条例(案)」に対する意見募集の結果と市の考え方

平成27年5月 江別市企画政策部政策推進課

■意見の募集結果

募集期間	平成27年4月7日～平成27年5月7日
提出者数	5人
提出件数	19件

■意見に対する考え方の区分

区分	意見の反映状況
A	意見を受けて案に反映するもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案に反映していないが、今後の参考等とするもの
D	案に反映しないもの
E	その他の意見

※特記事項

パブリックコメントの内容については、提出者の意見をできるだけ正確に表すため、人物を特定できるような固有名詞やご意見以外の記述を除き、可能な限り原文のとおり掲載しております。

No.	項目	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方	意見の反映状況
1	第1条	<p>(趣旨)は目的とするべきです。 そこで以下のように目的を明記したものにすべきだと考えます。 (目的) 第1条 この条例は、市の政策の立案、実施及び評価の各段階における市民参加を推進し、市民の意見が適切に反映されるための仕組みを定めることを目的とする。 原案の(趣旨)は前文とし地域の課題解決に向け、市民一人一人が解決案を考え行動するために「江別市市民参加条例」を制定するといった趣旨の前文を作ってはいかがでしょうか。 それから、市民は条例をつくる教育を受けていないと思いますので、条文を提案することは困難です。 むしろ、考え方を聞くようにした方が、良いのではないのでしょうか。</p>	<p>市民参加条例は、「江別市自治基本条例」第24条第5項の規定に基づき、市民参加に必要な事項を定めるための条例であり、改めて条例制定の目的を規定する必要性が低いいため、本条は趣旨規定としています。 また、今回の「江別市市民参加条例案」に対するパブリックコメントは、条例案の内容に対する意見を求めるもので、条文の提案に限って実施したのではなく、考え方についての意見も募集の対象に含めて実施したものです。</p>	D
2	第2条第1項第5号	<p>(定義) (5)市民参加 で市民の主体的参加を謳っていますが、そのタイミングや方法を具体的に規定すべきだかんがえます。</p>	<p>第6条では、「市民参加を求めるときは、意思決定の適当な時期に対象事項の性質、影響及び関心度を考慮して」「適当と認める方法により行う」としています。このことは、市民参加の手続には、それぞれ特性があり、対象事項の内容により効果的な方法や実施時期が異なり、また、参加しやすい方法も個々の市民によって異なることから、一律の規定を置くのではなく、対象事項の内容に応じ、より適当と思われる市民参加の手続を実施することとしたものです。</p>	D
3	第2条第1項第6号	<p>(6)附属機関等 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置する附属機関<u>その他市民、関係団体、学識経験者等からの意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として設置する委員会、協議会等をいう。</u> 上記下線部分を 附属機関及び市民、関係団体、学識経験者等 とするべきではないか？ 該当部分前段の「附属機関」は地方自治法に基づく機関組織であり、該当部分後段の「市民、関係団体、学識経験者等」と続く部分とは別物である表現にすべき</p>	<p>法令に基づく附属機関と、法令に基づかないその他市民、関係団体、学識経験者等からの意見を聴取し市政に反映させることを主な目的として設置する委員会、協議会等(私的諮問機関)とは設置根拠が異なりますが、双方とも市民意見を市政に反映させることを目的とした会議であることから並列に規定しています。 一般に法令の規定では、「その他」の前に掲げる記述と「その他」以下に掲げる記述が並列になっている場合は、間に接続詞等を設けないことが通例であるため、本条はこれに倣った記述としています。</p>	D

No.	項目	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方	意見の反映状況
4	第2条第1項第7号第9号	<p>第7号 パブリックコメントと第9号 ワークショップ という用語は市民参加の手法としてよく耳にする言葉ではあるが、一部の活動的な人々以外にはその意味や内容といった部分がよく理解されていない(イメージができない)用語であると思う。</p> <p>条文上では字数を多く割けない関係上、簡潔な表現になることは仕方がないと思うが、解説にはもっと詳しく具体性のある内容を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>条例案は、可能な限り一般的な表現を用いることとして作成したところですが、適切な言い換えがない固有名詞については、用語の意味を的確に表現するため必要最小限の範囲で使用しています。</p> <p>「パブリックコメント」「ワークショップ」などの用語については、今後、制度の利用とともに共通認識が進むことに合わせて、より理解が得られやすい解説を検討します。</p>	C
5	第7条第1項	<p>市民参加を推進する条例において「公募等により選考された市民を含めるものとする。」というような消極的表現の規定は適切でしょうか。市民が意欲を持って積極的に参加したくなる条文に変える必要があります。</p> <p>また、前回のパブリックコメントにおいて他の市民から市民公募委員の人数を条文に入れるよう意見が出され、それを否定する市の考え方が示されていますが、5月に公募が告知されている「行政評価外部評価委員」「地域公共交通会議」では男女各1名、「廃棄物減量等審議会」では男女区分なしで2名を市民から公募することとしていますが、こうした限られた人数の公募市民委員しか選任しないのであれば、第7条第2項で列記して配慮事項に該当するような委員の確保が難しく、公募委員による市民の多様な意見の反映も難しくなります。委員の3分の1以上を市民からの公募委員とし、選任にあたっての配慮が適切に活かされる選任が必要です。</p> <p>さらに、「その他公募の委員を選任しないことについてやむを得ない自由があるときはこの限りではない。」は、市長等の恣意性が高い運用が危惧されます。当該部分を削除するか、削除できない場合は該当事項を規則で定めることを明らかにする必要があります。</p>	<p>本条の規定は、附属機関等の委員は、法令(条例を含む。)により委員構成を定められている場合や、個人情報扱うなどのやむを得ない事由がある場合を除き、公募等を行うものです。</p> <p>附属機関等は、その役割や審議内容が多様であり、また、新たな課題への対応等のため、適宜設置が検討されます。このため、委員構成及び人数は、個々の附属機関等の役割や審議内容に応じて、個別に判断されるものと考えます。</p> <p>また、多様な附属機関等がある中で、公募委員を選任しない理由を網羅的に列記することは困難であるため、本条では公募の委員を選出しないことについて、やむを得ない事由があるときはこの限りではないとしています。</p>	C
6	第7条第2項	<p>「男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の付属機関等の委員との兼職状況等」の選任にあたっての配慮事項は、左記のパブリックコメントの回答のとおり、付属機関等の委員の選任全般に適用されるものであれば、「前項の委員の選任は」を「前項のすべての委員の選任において」にし、市民が誤解しないわかりやすい表現にすることが必要です。市民参加を促す条例において市民が説明を受けなければ理解できないような条文は適切ではありません。</p>	<p>本条の規定は、附属機関等の委員の選任に共通して適用されるもので、記述は、このことを表しています。</p>	C

No.	項目	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方	意見の反映状況
7	第8条 第2項	<p>会議の開催を事前公表しないことができる「やむえない事由により緊急に開催する」の概念があいまいで、市長等の裁量が大きくなり、その恣意性も高くなる運用が懸念されます。規則等でやむ得ない事由を予め市民に公開し、理解を進めておく必要があります。</p>	<p>本条の規定は、迅速な意思決定が求められ、市民参加を行って意思決定をするいとまがないものを想定したものです。 また、第1項では、会議の公開を原則としており、ここでは例外的な取り扱いを規定するものです。</p>	C
8	第9条	<p>それから、今回【パブリックコメント】を含め市民意見を提出しましたが、後日採用するとか、しないといったコメントをつけて、回答したとなっていますが、このことについて、提案があります。 市長又は副市長又は総務部長・企画部長クラスと意見提案者が対話をするのが大事だと思います。別紙【省略】の対話についてをご覧ください。 市民として意見を述べるのは、要求とか説得ではなく、自由なコミュニケーションや役に立ちたいとの思いや地域のより一層の発展を願っているのではないのでしょうか。勝ち負けを競っているわけではないと思います。</p> <p>※【 】内は市で加筆したものです</p>	<p>パブリックコメントは、政策等の立案から決定に至る過程を広く公開し、市民等の意見を考慮して、市が意思決定を行う一連の手續です。 市民説明会等と違い、パブリックコメント手續については制度の主旨を踏まえ、意見提出者と市長等が直接意見交換等を行うことは想定していません。</p>	E
9	第9条 第4項	<p>パブリックコメントにより提出された意見に対し、市長等の考え方を一方的に公表するだけでなく、意見提出者との確認等が行われることによってその真意等が確かめられ意見が適切に市政に反映されるのではないのでしょうか。公表するだけでなく必要に応じ予め確認することを明らかにすべきではないのでしょうか。パブリックコメントが市民参加における重要性をましています。法令の理論だけにとらわれず市民参加を拡大する方策として工夫が必要です。</p>	<p>パブリックコメントは、政策等の立案から決定に至る過程を公開し、市民の意見等を市政に反映させるために実施するもので、提出いただいた意見については、市が意思決定を行ううえで考慮するものとしています。 このため、本条では、こうした制度の主旨を踏まえ、意見提出者への照会等の規定は設けず、提出された意見とこれに対する市の考え方を併せて公表することとしています。</p>	D
10	第9条 第4項	<p>(パブリックコメント) 4. 【市長等は、提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表するものとする。】について、もう少し違った表現が必要だと思います。考えて下さい。</p> <p>※【 】内は市で加筆したものです</p>	<p>本条では、市長等は、提出された意見とともに、その意見を案に反映するかどうか、また、なぜそのような対応としたかを、非公開情報を除き市のホームページ等で公表することを規定しています。 なお、条例の表現につきましては一定の表現形式があり、これに基づく記載としています。</p>	E

No.	項目	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方	意見の反映状況
11	第11条第1項	<p>市民へのアンケート調査を実施するときはその目的を明らかにするだけにとどまらず、解説に記されているように調査対象者に調査結果の活用などを明らかにすることは当然であり、調査対象者以外の市民にも調査対象、調査時期、調査方法、調査結果などについて周知することを原則とし、その旨をこの条に記載してほしいです。</p>	<p>市民参加手続としてのアンケート調査については、その目的や時期、調査方法など、多種多様であり、これらを一律に、調査対象者以外の市民にも調査対象、調査時期、調査方法を周知することを原則とすることが妥当とは考えていませんが、第11条第2項の規定により調査結果については公表することとしています。</p>	C
12	市民参加推進会議	<p>市民参加推進会議の設置【の規定をもうけるべき】 これは評価するための会議ではなく、施策を効果的に実行するための会議です。 例えば「審議会等」における女性委員の登用率H30年40%という、成果指標に対し、「年3回以上の職員向け啓発会議、市民団体等向けの勉強会開催」といった、いつまでに、何を、どこまでやるかという取組みについて協議、助言する組織です。</p> <p>※【 】内は市で加筆したものです。</p>	<p>市民参加条例は、「江別市自治基本条例」の規定に基づき、市民参加の具体的な手続について定める条例です。 「江別市自治基本条例」では、時代の要請や社会情勢の変化に対応するために、4年を超えない期間ごとに、条例が所期の目的を達成しているかどうかを検討し、必要な場合は、見直しを行うこととしています。 このことから、市民参加条例の運用状況や条例の見直しは、自治基本条例と一体的に検討することがふさわしいと考え、条例素案では、附属機関を設ける規定を置いていません。 また、個別の施策の取組についての助言等は、各附属機関等において審議されるものと考えます。</p>	D
13	市民参加推進会議	<p>市民参加が適切に実施されているかどうかの課程を検証することは、市民参加を推進していく上で重要です。そのことから、市民参加手続の前年度の実施状況及び当年度の実施予定を取りまとめ、その概要を公表することは、もちろん必要であることはいまでもありません。さらに条例を実効性あるものにしていくためには、市民参加推進会議の設置は、不可欠です。この条例に基づく市民参加を適切に推進するとともに、市民参加制度を江別市にとって望ましい、実効性のある制度として作り上げていくため、市民参加の実施、この条例の運用の評価などについて審議するための第三者機関として設置することを是非、加えてください。</p>	<p>市民参加が適切に実施されているかどうかの課程を検証することは、市民参加を推進していく上で重要です。そのことから、市民参加手続の前年度の実施状況及び当年度の実施予定を取りまとめ、その概要を公表することは、もちろん必要であることはいまでもありません。さらに条例を実効性あるものにしていくためには、市民参加推進会議の設置は、不可欠です。この条例に基づく市民参加を適切に推進するとともに、市民参加制度を江別市にとって望ましい、実効性のある制度として作り上げていくため、市民参加の実施、この条例の運用の評価などについて審議するための第三者機関として設置することを是非、加えてください。</p>	

No.	項目	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方	意見の反映状況
14	市民政策提案制度	<p>第12条市民政策提案制度【を設けるべき】は第2条(5)「市民参加」の定義でいう「市民の主体的な参加」そのものです。【江別市市民参加条例制定委員会の議論の中で】安城、江南、北広島各市の制度導入後、提案された件数が零であることから、不要とされたように思いますが、行政運営が適切に行なわれていれば、提案は今後もないと思います。次条の「市民の声」が単独でも提出できるのに比べ、本条は10名以上の市民が団体として提案するものでありますから、市民の強い意志表示として尊重し、市民参加に対する行政側の積極姿勢をアピールものとして、この条項を加えた方がよいと思います。</p> <p>※【 】内は市で加筆したものです。</p>	<p>条例案では、これまで、市が「江別市自治基本条例」の基本理念に基づき、市政への市民参加を推進するために整備してきた制度を基本としています。</p> <p>政策提案制度については、現状において、有効に活用されるための具体的な制度が確立されていないという課題があるため、政策提案制度に関する規定は置いていません。</p>	D
15	政策提案制度	<p>これは市民側が自主的に市長等に対し、10人以上の連署で具体的に意見を提案し、検討を求める制度です。北広島が参加条例で採用しています。是非検討をお願いします。</p>		
16	政策提案制度	<p>市民が自発的に市の政策等について具体的意見を提案し、それに対して市の機関が意思決定を行い、市民からの提案の概要、それに対する市の機関の考え方等を公表する市民政策提案制度を、是非盛り込むべきです。市民政策提案は、単なる意見、要望でなく、市民が市全体のことを考えた政策の実現を目指し、具体的な政策提言をするものです。市民参加の他の方法(パブリックコメント、審議会等)は、ある事案に対して市民からの意見を聴く受動的な参加ですが、これは能動的で、より積極的自発的に政策課題に参加できる仕組みです。自由な発想で、市民の持つ知識や創造性が市政に活かされる制度であると考えます。</p>		

No.	項目	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方	意見の反映状況
17	その他	<p>常設型の市民投票制度を盛り込んでください。市民投票は、市の将来を左右するような政策等の重要な事項に関して、市民が自らの意思を直接に表明する権利を保障し、間接民主制を補完するものです。</p> <p>市民投票について、市民から市民投票の実施請求があったときに、その都度条例化するのではなく、市民投票の実施請求権と対象事項を定め、市民投票の手続を定める市民投票条例に規定する署名の数などの要件を満たす請求があった場合には、必ず市民投票を実施する「常設型」の市民投票制度として設置すべきです。</p>	<p>住民投票条例は、「江別市自治基本条例」第26条第3項の規定によりそれぞれの事案に応じ、別に条例で定めるとされています。</p>	E
18	その他	<p>市民参加は、市長の行う政策や立案に関し市民の意見を反映させていくものであるが、それはあくまでも市長に対してあり、議会の独立性は担保されるものでなければならない。市民参加の結果は尊重されるものではあるが、議会の上位にあるものではないことを明文化してほしい。</p>	<p>条例案第2条第5号の解説にも記載のとおり、地方自治制度は、首長と議員を住民の代表とする間接民主制が原則であり、「市民参加」はそれを補完するものです。</p> <p>条例は、こうした地方自治制度の前提として、制定されるものであることから、こうした原則を改めて規定する条文は設けていません。</p>	B
19	その他	<p>第13条市民の声【を設けるべき】</p> <p>第11条(アンケート調査)は調査広聴の一種です。個別広聴である「市民の声」の条項がないのは、理論としての整合性を欠きます。</p> <p>自治基本条例第24条の4は「市長等は広く市民の意見を聴き—」として「広聴」が原点であることを明示しているではありませんか。</p> <p>なお、「陳情書及び要望書等事務取扱規程」(昭和53年9月制定 最新改正平成16年)は自治基本条例制定後も見直されていませんので、今回の市民参加条例制定にあわせ、全面改正されるものと理解しております。</p> <p>※【 】内は市で加筆したものです。</p>	<p>広聴制度については、市民参加と関連する分野ではありますが、自治基本条例制定以前より、規程等に基づき運用しているところです。市へは市民や団体等から多種多様な「市民の声」「陳情・要望」が寄せられておりますが、現状においては市民参加の手法として、これらを有効に活用するための具体的な仕組みが確立されていないことから、広聴制度に関する規定は置いていません。</p>	D